

福祉タクシー利用券を交付します

心身に障害のある人が、タクシーを利用した場合に基本料金を助成する福祉タクシー利用券を発行しています。
(1年度につき1回。24枚つづり)

タクシーは五條市が契約しているタクシーに限ります。利用できるタクシーについては問い合わせてください。

- 対象者 身体障害者手帳(1級または2級)
療育手帳(A判定) のいずれかを有している場合
- 手続に必要なもの 印鑑、身体障害者手帳 または 療育手帳
- 手続方法 市役所社会福祉課福祉係、西吉野支所住民厚生課、大塔支所市民生活課の窓口で手続を行います。
(代理の方でも結構です)
- 問合せ先 社会福祉課福祉係 ☎(内線209、299)
西吉野支所住民厚生課 ☎(内線17)
大塔支所市民生活課 ☎(内線20)

写真付きの精神保健福祉手帳で バス運賃が半額になります

- 開始日 4月1日(火)から
- 割引になる人 ①写真のついた精神障害者保健福祉手帳を持つ人(本人のみ)
②手帳1級の人は、介護者(1人)も対象になります。
- 割引の運賃 割引の計算は、普通片道運賃の2分の1で、10円単位に四捨五入します。
- 実施するバス事業所 奈良交通、エヌシーバス
※その他のバスについては、乗車時に確認してください。
- その他 写真のない手帳を写真のある手帳に変更を希望する場合は、有している手帳に本人の写真(脱帽正面、縦4cm×横3cm)を添え再交付申請してください。
- 申請・問合せ先 社会福祉課福祉係 ☎(内線209、299)
西吉野支所住民厚生課 ☎(内線17)
大塔支所市民生活課 ☎(内線20)

4月は

軽自動車税(全期)

の納期です。

市役所本・支所担当窓口、取扱金融機関および郵便局で納付してください。

納税は便利で確実な口座振替(自動払込)をご利用ください。

納期限は4月30日(水)です。

- 問合せ先
税務課徴収係 ☎(内線259、260)